

第3章 重要無形文化財としてのテッキョン

「テッキョン：택견」あるいは「テッキョン：태권」と呼ばれる武芸は、その柔らかく流れるような動きが、まるで踊りのような印象を与えるものの、試合では鋭い蹴りを多用し、時に平手で殴り、時に足を掛けて倒すなど、身体全体を駆使する動きが特徴的な武芸である。



〈写真9〉重要無形文化財 76 号 テッキョン(大韓テッキョン連盟より)

そして、韓国に伝承される武芸の中で、唯一、「重要無形文化財」（第 76 号）に指定されている。重要無形文化財は、「文化財保護法第 6 条」により、無形文化財の中でもとくに重要と認められたものが選出される。韓国では無形文化財を指定する際、その原型がいかに保存されているかが重要なポイントとなる。テッキョンはその条件を十分に備えていると認定されたのである。

韓国ではこうした文化的価値があるものは、「文化財保護法」において管理する。法律は 1962 年から始まっているが、日本統治下の実行法を独立後も継承し、今日に至っている。

本章では、まず無形文化財の法的基盤になっている「文化財保護法」を取り上げ、文化財が韓国という国家体制の中でもつ意味と位置づけについて述べる。次にテッキョンが無形文化財として指定される過程を明らかにし、テッキョンが韓国社会の中で伝統的な文化財という基盤をもちながら、他方で体育種目として在るという異なる 2 つの顔をもって展開していく状況を問題として取り上げる。

第 1 節 韓国の無形文化財制度

1. 韓国の文化財保護法の変遷

日本は、統治下の朝鮮社会に、文化的芸術品や古跡に対する新しい見方をもたらした。

先祖の遺物や墓の解体が朝鮮では古くから宗教的に嫌われたにも関わらず、日本の植民地政策と国際的関心の中で付与された朝鮮の芸術品に対する新しい認識と評価は、この伝統的信念を変える要因となった。長い間地下に埋められたままであった遺物は朝鮮文化の発展と経済的利益をもたらす民族の代表的文物と認識され始めたのである¹。

その結果、盗掘や発掘、その売買が横行し、そこで 1916 年 7 月 4 日当時の朝鮮総督府はそれを禁ずる「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府令第 52 号）（以下、保存規則）を定めたのであった。全 8 条と附則で構成され、古蹟と遺物の概念を定めた上、保存価値がある古蹟と遺物を調査して登録することと古蹟や遺物の管理は朝鮮総督府が行うことなどが

¹ ジョン スジン、「韓国無形文化財制度の成立：その社会的条件に関する研究」、ソカン大学大学院博士論文、2004、pp.70~71

定められたのである。

以下は、その内容である。

「第 1 条 本令に於いて古蹟と称するは貝塚、石器骨角器類を包有する土地及び堅穴などの先史遺蹟古墳竝都城、宮殿、城柵、関門、交通路、駅椽站、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯などの遺址及び戦跡其の他史実に関係ある遺蹟を謂い遺物と称するは年代を経たる塔、碑、鐘、金石佛、幢竿、石燈等にして歴史、工芸其の他考古の資料と為るべきものを謂う。

第 2 条 朝鮮総督府に別記様式の古蹟及び遺物臺帳を備え前条の古蹟及び遺物中保存の価値あるものに付在の事項を調査し之を登録す。

第 3 条 古蹟又は遺物を発見したる者は其の現状に変更を加ふることなく三日以内に口頭又は書面を以て其の地の警察署長(警察署の事務を取扱う憲兵分隊又は分遣所の長を含む以下同じ)に届出すべし。

第 4 条 古蹟又は遺物に付朝鮮総督府に於いて之を古蹟及び遺物臺帳に登録したるときは直に其の旨を当該物件の所有者又は管理者に通知し其の臺帳の謄本を当該警察署長に送付すべし。

第 6 条 古蹟又は遺物に付臺帳の登録事項に変更を生じたるときは、警察署長は速に朝鮮総督に報告すべし²⁾」

こうして保存規則は、盗掘や違法な売買の防止のためでもあったが、一方では 1916 年朝鮮の遺物や遺跡を調査するため朝鮮総督府の主導で行われた「古蹟調査事業」の法的根拠を作るため定められたものでもあった。

さらに、1933 年 8 月 9 日には既存の保存規則を補う「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」(朝鮮総督府制令第 6 号)(以下、保存令)が制定された。全 24 条で保存対象は保存規則で定められた有形的人工物とともに、自然に造られた有形物や動物、植物のような生物まで包含するものであった。

以下はその内容であり、保存対象の指定に対する規制(第 1 条)から、諮問機関として保存会設立(第 2 条)、宝物の輸出、移出の禁止と博物館出展の義務(第 4、9 条)、補助・

²⁾ 朝鮮総督府、「古跡調査報告：古跡及遺物保存規則」、1917、pp.3~5

補給金制度（第 6、10 条）、指定解除関連（第 15 条）、遺跡と認められたものについては朝鮮総督府の許可なく発掘や変更の禁止（第 8 条）、各種義務違反に対する処罰（第 20~24 条）などが定められている³。

「第 1 条 建造物典籍書蹟絵畫彫刻工芸品其の他件にして特に歴史の證徴又は美術の模範と為るべきものは朝鮮総督之の宝物として指定することを得 貝塚、古墳、寺址、城址、窯址、其他の遺跡、景勝の地又は動物植物地質鉱物其の他学术研究の資料と為るべき物にして保存の必要ありと認めるものは朝鮮総督之を古跡名勝又は天然記念物として指定することを得。

第 2 条 朝鮮総督前条の指定を為さんとするときは、朝鮮総督府宝物古蹟名勝天然記念物保存会に諮問すべし。

第 4 条 宝物は之を輸出又は移出することを得ず但し朝鮮総督の許可を受けたるときは此の限りに在らず。朝鮮総督前項の許可を為さんとするときは、保存会に諮問すべし。

第 6 条 朝鮮総督は宝物古蹟名勝又は天然記念物の保存に関し必要ありと認めるときは一定の行為を禁止若し制限し又は必要なる施設を命ずることを得。前項の施設に要する費用に対しては国庫より予算の範囲内に於いて其の一部を補助することを得。

第 8 条 宝物の所有者に付変更ありたるときは朝鮮総督の定める所に依り所有者より之を朝鮮総督に屈出すべし宝物滅失又は毀損したるとき亦同じ。

第 9 条 宝物の所有者は朝鮮総督の命令に依り一年内の期間を限り李王家官位又は公立の博物館又は美術館に其の宝物を出陣する義務あるものとす。但し祭祀法用又は公務執行の為必要あるとき其の他己むことを得ざる事由あるときは此の限り在らず。

第 15 条 朝鮮総督第一条若し第二条第二項の規定に依り指定を為し又は前条の規定に依り指定の解除を為したるときは其の定める所に依り之を告示し且当該物件又は土地の所有者管理者又は占有者に通知すべし。但し指定せられたる物の保存上必要と認めるときは告示せざることを得。

³ イ スンジャ、「日帝強占期の古跡調査事業研究」、淑明女子大学大学院博士論文、2007、p.147

第20条 朝鮮総督の許可なくして宝物を輸出又は移出したる者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に処す⁴⁾

こうした保存令に定められた上記のものが「文化財」と呼ばれることになった。保存令の下で保存委員を務めた崔南善⁵⁾が書いた『朝鮮の古蹟』では、保存令の下で指定された古蹟と宝物を「文化財」と記している。彼は文化財を「旧文化財」と「新文化財」に分け、新しい文化財を創造するのにかえって古い文化財が重要であることを強調している⁶⁾。

以下は『朝鮮の古蹟』に載せられた文章で、当時施行されていた「古蹟愛好日」に合わせて文化財愛好運動を主張したものである。

「我々が新文化財をつくるのに忙しいのは勿論である。同時に、また、それに確かな源を与える必要から、古い文化財に対する反省と認識はだれにも要求されるべきことである。古い根から大きい筈が出るように、偉大な国民文化は、その古蹟を大事にすることによって育てられ実をむすぶ。

人民の生活において、伝統の必要がなければ構わないが、その生命の枯渇を伝統の泉をもって潤し、その弱き活動を伝統の注射で興奮させる必要があるのであれば、なによりも先に希求され重大な効果が得られるのは、我らの伝統である古蹟の認識しかない・・・われら朝鮮人はこの貴重な伝統の財産を幸福の源泉として自覚していたのか。

保存令本来の精神といえば、歴史発展の証憑であり、美術の模範である。また民衆の伝統精神反省と高尚な趣味の涵養、卿士愛精神の鼓発、東洋文化の宣揚上に有益な史料になるものすべてを保護愛重することである。それを、法と保存委員会は長い経験と周到な注意をよせ古蹟の発明と保護することで、今後朝鮮古蹟保護の面目は実に刮目するところがある⁷⁾

⁴⁾ 朝鮮総督府、「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」、1933、pp.24~30

⁵⁾ 韓国の史学者・文人（1890—1957）、当時占領した日本に協力した新日派の学者としても知られている。

⁶⁾ ジョン スジン、前掲書、pp.74~75

⁷⁾ ジョン スジン、同書、pp.75~76

すなわち、古跡あるいは文化的価値を持つものを大切にすることは、今の国民文化を育てることでもあるため、それを国民みんなが認識しなくてはならないとするのが、保存令制定の主旨であった。

また、保存令の精神を「歴史発展の証憑、美術の模範、民衆の伝統精神反省、高尚な趣味の涵養、卿士愛の鼓吹、東洋文化宣揚の上で有益な史料」に求めていることは、文化財が民族的正当性と関連した朝鮮文化の象徴であると同時に、これを人類文化の一部である東洋文化と位置づけて、その宣揚を強調する中に、日本の知的、政治的、経済的な関心が示されている⁸。

こうした「文化財」という用語が朝鮮社会に現れるのは、1920年代である。その最初は、雑誌「東光」第9号（1927年1月1日発行、題名 文化の意義：人類の理想、筆者 李庚烈）に記されたものであった。しかし、ここでは遺物や遺跡などの有形物を指すのではなく、學問、芸術、道德、宗教、經濟、法律(政治)を指し、それが実現しようとする理想を文化価値として、眞、善、美、聖、富、權があげられていた。

ジョン スジン女史は、有形物を指す文化財の語は、崔南善の『朝鮮の古跡』から使い始められたと主張している。この本は独立後の1948年に出版されたものであるが、本文中に、「おとしに保存令が定められた」と記されているところから、彼女は本書が実際に書かれたのは1935年であると考察している。さらに、こうした主張と朴の調査によると、文化財という用語が初めて新聞上に登場するのは1936年6月14日の「東亜日報」の記事「遊覧都市の体裁を備えよ。公園の美化と文化財、衛生施設の補完」であった。それ故、文化財が有形物の意味で使われ始めたのは1933年の保存令制定の後であると見て良いと考えられる。

この保存令は、独立後1945年11月2日、米軍政法令21号「総ての法律及び朝鮮旧政府が発布し法律的の効力を有する規則命令、告示其の他の文書にて1954年8月9日実行中のもの其の間すでに廃止されたるを除き朝鮮軍政庁が特殊命令にて廃止するまで全効力を以て存続す⁹」（第1条）によって保存され、大韓民国政府が1948年に制定した制憲憲法第100条の規定「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」によって維持さ

⁸ ジョン スジン、同書、p.76

⁹ 大橋敏博、「韓国における文化財保護システムの成立と展開」、島根県立大学「総合政策論叢」第8号、2004、p.183

れて、1962年に「文化財保護法」が制定されるまで続いた。

その後、独立とともに一時的に朝鮮を統治することになったアメリカは、ウィルソン大統領が提唱した民族自決主義の原則をもとに、日本支配による韓国の経済的歪曲を独立国家にふさわしい形に正常化させると同時に、文化的側面からも韓国の「民族文化守護」原則を堅持することを表明していた。独立後国連朝鮮委員団によってまとめられた朝鮮の政治状態に対する報告書である「UN 朝鮮委員団報告書」には、「民主主義独立国として再建し、日本の長期の支配がもたらした惨めな結果を早期に清算するため、臨時朝鮮民主主義政府を樹立しなければならない。右政府は朝鮮の産業、運送、農業とともに朝鮮人民の民族文化を発達させるために必要な全てのことをおこなう¹⁰⁾」と書かれていた。

しかし、実際には45年から大韓民国政府として立ち上がる48年まで、米軍政の指揮者であったホッジ (John Reed Hodge, 1893~1963) によって、朝鮮は日本と同じ「アメリカの敵国」として扱われ、その政権は「敵対国内にある軍の指示および訓練方針にしたがう」と規定された¹¹⁾。

これは第2次世界大戦後のアメリカとソビエトの政治的パワーバランスが作用したものであり、朝鮮半島におけるソビエトの独占的な支配を防ぐための措置であったと考えられる。

このように朝鮮に政治的自律を与えず直接統治方式を選んだ米軍政は、文化財に対しては朝鮮総督府の管理体制をそのまま受けつぎ、占領軍的な性格をもって臨んだ。文化財は米軍政の厳しい統制下で管理・監督されるべき敵国財産と解釈されたのである。朝鮮総督府時代に法的保護の対象であった経済的、芸術的価値をもつ古美術品や古跡などは、米軍政によって、敵国から没収した財産目録に編入された¹²⁾。こうした考え方の違いは米軍政が兵舎を造るために文化財である景福宮（朝鮮王朝の宮廷）を壊したことにもあらわれている¹³⁾。

米軍政による文化財の保護・理政策は「官財処」(Property Custodian)と「文教部」(Bureau of Education)によって行われた。

¹⁰⁾ ジョン スジン、前傾書、p.106

¹¹⁾ ジョン スジン、同書、p.106

¹²⁾ ジョン スジン、同書、p.109

¹³⁾ バク ジョンヒ、「文化財保護に関する法的体系と実現法案の研究」、木浦国立大学大学院博士論文、2008、p.63

植民地時代に総督府の直属職機関として、朝鮮王室に関する仕事を行う部署である李王職は、米軍政によって旧王室と改称され、米軍政の財産管理課に所属させられた。財産管理課はその後、没収財産に対する米軍政の管理を担うため官財処になり、旧朝鮮王朝が所有していた建物、土地などを含めた有形財産は、官財処の財産管理目録に入れられた¹⁴。

文教部は朝鮮総督府が文化・芸術に対する行政のために作った「学務局」を引きついだものである。文教部の下にあった「教化局」は、宝物・古跡や名勝・天然記念物の調査と保存、博物館及び図書館、青少年指導、一般音楽・劇場・映画・舞踊・美術・工芸、風俗の振興及び生活改善、宗教などに関する業務を担当した。この文教部は教化局以外に、成人教育局、編修局、高等教育局、普通教育局、観象局など教育中心の組織体系を持ち、また教化局は教導課、体育課、芸術課、文化施設課を傘下組織に置いたことから、米軍政が「民族文化」に対する保護振興策を国民教育の次元で実施すべきとしていたとみることができよう¹⁵。

1948年、朝鮮半島は北と南に分かれることになり、南の独立政府として大韓民国が建国されると、初代の李承晩政権は文化財を、改めて国が認知する「民族文化」の象徴といちづけた。文化財は新政権の正当性を担保して国家の発展に寄与する政治的手段にされたのである¹⁶。

保存令は「文化財保護法」が制定される1962年まで機能した。李承晩に続き政権を握った朴正熙は、文化財保護法が制定される前年の1961年に「文化財管理局」を設置し、文化財保護法を立憲する準備を始めた。こうして朴正熙政権も前政権と同様に文化財を国の民族文化とする意識を持っていた。このことは当時、保護法によって初めて設けられた「無形文化財」についての項目文言からも確認される。

以下はその一部のである。

「第17条(管理方法の指示) 文教部長官は指定文化財の所有者(所有者がないか不明な場合はその占有者、以下同様)また保有者に対して指定文化財の管理保護に関する必要事項を指示することができる。

¹⁴ ジョン スジン、前掲書、pp.109~110

¹⁵ ジョン スジン、同書、p.110

¹⁶ ジョン スジン、同書、p.112

第 18 條(所有者等の管理義務と管理者) ①指定文化財の所有者また保有者は、本法また本法によって発する文教部長官、其他行政機関の命令と指示にしたがって当該文化財を善良な管理者の注意によってこれを管理保護しなければならない。

第 20 條(許可事項) ①指定文化財の所有者、保有者また管理者及び管理団体が次の各号の 1 に該当する行為をする場合は、閣令に定めたことにより 文教部長官の許可を得なければならない。

1～3 (省略)

4. 重要無形文化財を録音、撮影することと楽譜、台本などを製作する行為
またこれをほかの人に承認する行為¹⁷⁾

このように当時の保護法では、保有者には所有者と同様にいくつかの義務が与えられ、その権利も制限された。そして、保有者は重要無形文化財に対する善良な管理者としての義務を負うとともに、録音、撮影には行政の許可を得ることになっている。こうした保有者の技・芸能に対する権利を制限すると同時に義務を与えているのは、重要無形文化財の公的性格を明確にする意図からであり、私的権利よりはむしろ公的権利を優先する当時の意識を反映したものと見られる¹⁸⁾。

2. 現在の「文化財保護法」の内容

(1)文化財保護法の目的と原則

韓国における「文化財保護法」は全 7 章 73 条と付則 3 条で構成されて以後、34 回の改正を経て、現在 (2009) に至っている。この法律は、文化財保護に関する韓国最初の総合的法案の意味を持っている。

まず、法案は文化財保護の目的を明確にした。

¹⁷⁾ キム ヨング、「韓国無形文化遺産政策の改編方向研究」、東国大学大学院 修士論文、2005、pp.54~55

¹⁸⁾ キム ヨング、前傾書、p.54

「文化財保護法」¹⁹の第1条に「文化財を保存して民族文化を継承し、これを活用することによって国民の文化的向上とともに人類文化の発展に寄与する」と目的を記し、文化財の保存のみならずそれを活用すべきであることを明確にした。

また、文化財を「文化財は人為的あるいは自然的に形成された国家的、民族的、世界的遺産として歴史的、芸術的、景観的価値が高いものをいう」（第2条1）と定義して、「演劇、音楽、舞踊、工芸技術など無形の文化的所産として歴史的、芸術的また学術的価値が高いもの」（第2条2）が「無形文化財」と示している。この無形文化財は前段階の保存令にはなかった概念であって、これによって有形なものだけを文化財とする意識が改まり始めた。

ユネスコでも1997年以来、この無形文化財制度を「Living Human Treasure」プロジェクトとして各国に勧めるほど肯定的に評価している。こうした評価は産業化、近代化の過程で急速に消滅しつつある各国の伝統文化と民俗を保護することによって、人類の文化的多様性と文化多元主義を担保しようとするユネスコの基本方針を反映している²⁰。

そして、本論文にとってより重要なのは、第3条に文化財の基本原則として「文化財の保存、管理および活用は原型の維持を基本原則とする」と明記されたことである。歴史的、芸術的、そして学術的に価値が高い無形の文化的所産を、原型のままに保存するのが文化財保護法の根本精神なのである。

(2)文化財の分類と対象

文化財保護法による文化財は4つに分けられる。有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料である。

1)有形文化財

建造物、典籍、書跡、古文書、絵画、彫刻、工芸品など有形の文化的所産として歴史的、芸術的また学術的価値が高いものとそれに準ずる考古資料

2)無形文化財

¹⁹ 法律知識情報システム、「文化財保護法」34次一部改正、法律第9401号、<http://likms.assembly.go.kr>、2009年1月30日

²⁰ ジョン スジン、前掲書、pp.1~2

演劇、音楽、舞踊、工芸技術など無形の文化的所産として歴史的、芸術的また学術的価値が高いもの

3)記念物

①寺跡、古い墓、貝塚、城跡、釜跡などの史跡地と特別に記念すべき施設物として歴史的、学術的価値が高いもの。

②景色が良い処として芸術的価値が高いもの

③動物（生息と繁殖地を含む）、植物（自生地を含む）、鉱物、洞窟、地質、生物学的生成物および特別な自然現象として歴史的、景観的また学術的価値が高いもの。

4)民俗資料

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗また慣習とこれに使われている衣服、道具、家屋など国民生活の変化を理解するため必ず必要なもの。

また、文化財の価値の差によって、「国家指定文化財」、「市・道指定文化財」、「文化財史料」に分けられ（第2条の2）、1）国家指定文化財は「文化財庁長と文化財委員会で決定され、宝物と指定される」、2）市・道指定文化財は「国家指定文化財に指定されなかったものの中で、市・道知事はその管轄区域にある文化財の中で保存価値を認めたもの」、3）文化財史料は「1と2に指定されない文化財の中で、市・道知事が指定した文化財」とされている。

(3)重要無形文化財の指定と支援

文化財庁には無形文化財の重要無形文化財指定と保有者認定などの保存管理および活用に関する主要事項を審議するための文化財委員会が設けられている。そして無形文化財政策の対象は無形文化遺産²¹と伝統文化一般になる。しかし、この中で、重要無形文化財などに指定された一部の種目だけが実質的な支援と管理の対象になる。重要無形文化財に指

²¹ キム ヨング、前掲書、p.13、ユネスコの定義によると「無形文化遺産というのは、共同体、集団および時には自分の文化遺産の一部として認識されている慣習、表象、表現、知識、技術またそれと関連した道具、物品、工芸品そして文化空間を示す」

定されると、その種目の保有者、伝授教育助教、伝授奨学生などが認・選定されて、一定の期間伝授教育を受けその技量が相当の水準まで至った者は、履修証をもらえるとともに無形文化財政策の実質的な支援と管理の対象になる²²。

その支援と管理の対象になる無形文化財およびその保有者に関しては、文化財保護法の第 36 条に「重要無形文化財の保護と育成」に定められ、国家または地方自治団体は伝授教育に関わる経費を負担するとともに、伝授教育を目的に設立された国・公有財産の施設を無償で利用できる。また、文化財庁長は伝授教育を履修した者に対して奨学金を支給することや重要無形文化財の名誉保有者に特別支援金を支援するなどが記されている。

また、それに対しては年 1 回以上、重要無形文化財の技・芸能を公開する義務があることも定められている。(第 36 条の 2)

そして、重要無形文化財の保有者の死亡や身体・精神的に生じた障害、外国国籍の取得、伝統文化の公演・展示・審査などに関連して罰金以上の罰を受けた場合は、無形文化財としての指定が取り消される。

第 2 節 「無形文化財調査報告書 テッキョン」

テッキョンについての調査報告書は、2 回出されている。1 回目はテコンドーの無形文化財申請と関わって 1973 年に提出されたもの、2 回目はテッキョンの無形文化財申請と関わって 1982 年に提出されたものであった。これら 2 つの報告書によって、テッキョンは武芸種目としては初めて国の重要無形文化財となり、国が保存すべき伝統文化とみなされるようになった。

1. テッキョンの 1973 年 「無形文化財調査報告書」

テッキョンが世に知られるきっかけは、国際テコンドー連盟 (ITF) の事務総長であった許憲政が 1968 年 11 月 6 日文化公報長官に提出した「テコンドーに対する無形文化財指定申請」であった。申請を受け調査が行われ、文化財委員であった芮庸海による「無形文

²² キム ヨング、同書、pp.29~30

化財調査報告書「テッキョン」(第102号)が1973年4月23に出された²³。

調査報告書の検討結果は「テコンドーが伝来の技法である手搏(または手拍)あるいはテッキョンを土台にして創造されたとするが、無形文化財の指定は固有の伝統の原型が温存されていることを原則とするため、テコンドーの国内外における名声と貢献に関係なく、指定には難点がある²⁴」とテコンドー側の申請を却下したのであった。

この一件が、それまでなかったテッキョンに対する関心を惹起することになった。

(1)申請書

調査報告書には審査結果と共に、テコンドー側がテコンドーの起源を明らかにするため提示した資料を載せている。テコンドー側の主張は、主に歴史的文献史料をもとにテコンドーの起源が三国時代にまで遡ることができるもので、それが現在のテコンドーの元になっているというものであった。

以下は申請書に記された起源に関わる内容である。

1)根拠説明²⁵

①新羅時代の石窟庵の金剛力士彫像のぐっと握った拳と強い腕と足の姿勢は、今日のテコンドーのポーズである。

②高句麗 第10代、山上王の時に作られた丸都城の角抵塚の壁画²⁶に描かれている手搏の組手の姿勢もテコンドーの原型である。

③日本人は古くから拳を使う武芸＝拳法を「唐手」と書いて「カラテ」と読んだ。三国時代以降の我が国を「加羅：カラ」と読んだことは資料にも記されているところであるため、日本の「カラテ」と柔術のようなものが我が国から渡っていたことは十分に考えられる。

²³ 芮庸海、「無形文化財調査報告書第102号 テッキョン」、文化財管理局、1973

²⁴ 芮庸海、前掲書、p.5

²⁵ 芮庸海、同書、pp.12~15

²⁶ 角抵塚に描かれているのは、現在の相撲のように2人が互いに腰を掴んで組み手を取っている姿である。それ故テコンドーの原型になれるのであれば、「舞踊塚」と「安岳3号古墳」の方が適当であると考えられる。

④申采浩の『朝鮮上古史』(1931)には高句麗の全盛時代に武士たちが「或は剣で踊り、或は矢を射る、或はケグンジル：깨금질을し、或はテッキョンをし・・・」するとあるところからして、武士によるテッキョンの修練は三国時代から始まったものと見られる。そして、高麗時代に「松都の手拍はソンビ：선비(高句麗の武士集団)競技の一部であったが、その手搏が中国に入って拳法になり、日本に渡って柔道になった」。

⑤安自山の『朝鮮武士英雄伝』(1919)の「武芸考」の「柔術」の項目に、柔術が高麗時代に流行したことを前提に「これを手搏あるいは拳法といい、テッキョンもこの種類である。そして、王は賞春亭あるいは馬岩などにおいて手搏戯を行わせて、これを観た」と記している。

⑥またこの武術は軍人の常備武芸となり、高麗時代に武臣として有名な鄭仲夫、杜景升、李義叟もこの武術の優秀な使い手だった。

⑦その技法には、揮馬勢、拗鸞肘勢、懸脚虚飼勢、順鸞肘勢、七星拳勢、高四平勢、倒挿勢、一壘歩勢、拗単鞭勢、伏虎勢、下挿勢、当頭砲勢、旗鼓勢、中四平勢、倒騎竜勢、埋伏勢、五花維身勢、雁翅側勢、跨虎勢、丘劉勢、擒捺勢、抛架勢、拈肘勢、絞項、倒擲勢の25法があった²⁷。

2)史料²⁸

①『高麗史』

忠惠王 任午3年(1342年)癸巳 賞春亭 觀手搏戯

癸未4年 二月己酉 王放鷹于 東郊還幸 和妃宮 觀手搏戯

六日丙申 幸馬巖 觀手搏戯

鄭仲夫 顧左右曰 壯哉此地 可以肄兵 命武臣為五兵 手搏戯盖 知武臣 缺

望 欲因以厚賜慰之也

李義叟 義叟 善手搏 毅宗愛之。

崔忠獻 嘗會客設宴 使重房有力者 手搏勝者即 正以賞之

②『朝鮮王朝実録』

²⁷ この25の勢は朝鮮時代に完成された『武芸図譜通志』(1790年)の拳法編に載せられている。

²⁸ 芮庸海、前掲書、pp.19~33

太宗 十年（1410）正月 兵曹義與府 以手拍戲 試人補防牌軍用 勝三人者
 十一年 辛卯 六月己亥 選甲士 自春徂夏 義與府兵曹聚干 三軍府令 徒
 步手搏 勝三人以上者 皆取之 其不能者 皆汰之

世祖 三年丁丑（1457）九月 義禁府啓 僧惠明 告僧 義田以宋經等 八十
 九人 録名書來 示且言 將復有 閔伸之乱 今早甚欲立上王者有之 又崔早
 兩 義田等言 早暎汰甚 上王立則 禾穀茂盛 又漂陽鄉吏 官奴等 聞国家
 以 手搏試才 争相聚集 為手搏戲

③ 『武芸図譜通志』 「拳法譜」

(2)申請理由と結果²⁹

以下の〈表 3〉は『無形文化財調査報告書 テッキョン』に記された申請理由とその検
 討結果をまとめたものである。

申請理由と回答	
理由 1	「1300 余年前の新羅時代からつづくわが民族固有の武道であるテコン ドーは、時代の尚文軽武の思想と日帝総督政治の弾圧のため、発展する 機会を失っていた。だが、宋德基他何人かの『テッキョン人』によって その命脈が維持されていた。 崔泓熙将軍がその伝統を生かし、より幅広い技術研究を行い、理論の体 系化を成したことによって、今日の現代的で科学的な武道としての発展 をみた」
回答	「1300 余年の前のわが民族固有の武道という点については、これを明 らかにする史料と遺物に欠け、また口碑さえ確認できないため、支持さ れない。 宋德基の『テッキョン』と崔泓熙の『テコンドー』の間には、発展によ

²⁹ 芮庸海、前掲書、pp.9~12

	<p>る明らかな差異と変型が見られる。すなわち、固有の伝承技法の変型はそれが発展の結果であるとしても、文化財保護法と無形文化財指定の原則からして指定には難点がある」</p>
理由 2	<p>「崔泓熙將軍はテコンドーという名称を、1955年4月11日名称制定委員会を結成して、新羅時代の『テッキョン』に因んで『テコンドー』と名付けたことによって、歴史的、技術的にも名実共に我が国の伝統（原文は伝通、統の誤りであると考えられる）にふさわしい武道であることを立証するに至った」</p>
回答	<p>「名称制定委員会が『テコンドー』という名を制定した事実は認めるが、テコンドーが新羅時代のテッキョンを再興したものという主張は事実として証明されない」</p>
理由 3	<p>「崔泓熙將軍は新羅時代のテッキョンと高句麗時代（原文は高句麗時代、麗の誤りであると考えられる）の手搏の技を基に、他国の武道がまねできない足技と変化多様な手技が体得できる23個の型（蒼軒流）を創った。そして、この蒼軒流はすでに40余国数百万人によって行われている」</p>
回答	<p>「蒼軒流を完成して40余国で修練されている事実は認めるが、高句麗時代の手搏を基にしたとの主張については、より確実な史料の裏付けが必要」</p>
理由 4	<p>「崔泓熙將軍はこのような努力によって体育人として最高の榮譽である体育賞を受賞し、全世界に我が国の国威を宣揚した功労が認められるため、無形文化財として指定を受ける価値は充分にある」</p>
回答	<p>「現行の文化財保護法の下では、その人の功労が無形文化財指定の要件にはならない」</p>

〈表3〉 テコンドーの無形文化財指定の申請理由とその回答

このようにテコンドー側は手搏あるいはテッキョンとの歴史的な関連性を主張し、手搏とテッキョンの歴史に自身を結び付けようとした。そして、これをテコンドーとして定着させた崔泓熙の業績を挙げてテコンドーの無形文化財としての正当性を主張したのである。

しかし、調査委員はテコンドーとテッキョンの歴史を別のものと認め、現在のテコンドーの発展に対する崔の功労は認めるものの、テコンドーの歴史性と原型性が不明な点を問題として、これを無形文化財に認めることをしなかった。

(3) 宋德基とテッキョンに対する調査³⁰

テコンドーからの申請によって結局、宋德基（1893～1987）と彼が伝えていたテッキョンがかえって評価される結果になった。そして、上掲調査報告書には宋德基とテッキョンに関する調査資料が載せられ、宋德基の証言をもとに、テッキョンの基本的な技とテッキョンが行われる際の風俗などが記載された。

以下は、この報告書に記載された技である。

1) テッキョンの 11 の基本技

- ①カクムデリ (꺾음대리) : 足裏中心部で相手の膝ヲ蹴る。
- ②アンチャンゴリ(안짱걸이) : 足の甲で相手の踵を内から外側へ引っ張って倒す。
- ③アヌゴリ(안우걸이) : 足裏で相手の足首を内から蹴って倒す。
- ④ナクシゴリ(낙시걸이) : 足の甲で相手の踵を外から引っ張って後ろに倒す。
- ⑤ミョンチギ(명치기) : 足裏中心部で相手のみぞおちを蹴る。倒れながら血を吐いて死ぬ危険な技。
- ⑥キョチギ(결치기) : 足裏中心部で脇を蹴る。
- ⑦バルタキ(발따귀) : 足裏で顔面を打つ。足裏で相手の頬を打つ。
- ⑧バルドンゴリ(발등걸이) : 相手の蹴りを足裏で防ぐ。
- ⑨ムルプチギ(무릎치기) : 相手が蹴りくる時、相手の踵を手で取り、他の手は相手の服を掴み、膝を相手の下腹部に置きつつ、後方に倒れながら投げる。(柔道の巴投げと似ている)
- ⑩ボクジャンガルギギ(복장갈기기) : 足を上げ、足裏中心部で胸を蹴る。
- ⑪カルゼビ(칼재비) : 親指と人差し指の間を開き、相手の首を打つ。

³⁰ 芮庸海、同書、pp.39~44

この 11 の基本技の中心は足技であり、1 番から 4 番までは、ブンバルキの動きをして一歩前に出た相手の足に対する攻撃であり、5 番から 11 番まではブンバルキの動きに関わらず、相手との一歩以内の接近戦で使う技である。ブンバルキとは、品の字（三角形）のように足を踏むテッキョンの基本ステップである。

2) 宋德基とテッキョンの調査

この調査報告書には調査者が宋德基と彼が継承しているテッキョンについて調査した項目がある。

調査報告書は『わが言葉 大辞典』では「テッキョンまたテキョン、片足で立って互いに相手の足を蹴って倒す競技、脚戯」と書かれ、そして朝鮮総督府が刊行した『朝鮮語大辞典』では「テッキョン、片足で相手を倒す遊戯、脚戯」と記されていることを確認した上で、宋德基は、発音は「テキョン：태견」でも「テッキョン：택견」でもなく「タッキョン：탁견」であり、漢字では「卓見」と書き、タッキョンをする人を「テッキョンクン：택견꾼」（＝テッキョン師）というたと述べて記している。

しかし、調査者はこうした用語について、「卓見」が他の文献には見つからないし、古事をよく知っていた老人たちの、発音はテッキョンであってテキョンやタッキョンではないという証言から、その用語に対する疑問点をあげていた。

この宋德基は 18 才の時、当時 29 才であった「林虎」からテッキョンを学んだ。テッキョンには 20 種類の技があるが、左右合わせて 20 種類なのでそれを分けると実際には半数になる。こうしたテッキョンは年中するものではなく、端午を控えた 10 日あるいは 15 日前からするのが当時の風習であった。また服装に特に決まりはなく、日常服でボソン：버선（伝統式靴下）を履いた。そして最初は、人ではなく木の枝あるいはわら人形を相手に練習をしたと述べている。

だが、当時は日本統治下でテッキョンは禁じられていたため、練習途中で巡査が現れたら逃げ出し、いなくなるとまた練習をしたりしたため、集中的に学ぶことができなかったと回想する。

そして、テッキョンの特徴について、唐手・空手・跆拳道・手搏・跆拳道では「真直ぐな蹴り」をするのに対し、テッキョンは脚をひねって足裏中心部で蹴る「遅い蹴り」を用い、また足は品の字に踏み、そして手が先に地につくと負けとなったと述べている。

最後に調査者は、テッキョンは最近までおこなわれた技法にも関わらず、全貌が把握さ

れておらず、また用語もテッキョン、タッキョン、卓見、托肩と混乱している。ここではテッキョンとしておいたが、十分に検討する必要があるとまとめている。

2. テッキョンの1982年「無形文化財調査報告書」

1982年7月には2回目の「無形文化財調査報告書 テッキョン」(146号)(調査者：任東権)が出された。この報告書は先に取り上げた報告書とは違って、宋の弟子であった辛漢承の依頼に対して行われたものであった。

申請理由として挙げられたのは以下の5点であった。

「①テッキョンは手足と体幹の動きが筋肉の動きと一致し、柔軟で自然な攻防をおこなう伝統ある武術の一つである。

②体の動きが舞踊的かつ音楽的でリズムを持つため、芸術性を備えた遊戯でもある。

③攻防では力をいれずに勝負をつけることができる、守備を中心として護身的である。

④二千年の伝統を持っているが、技能保有者たちが古老であり、継承する人が少ないため、ほぼ消滅状態である。

⑤テッキョンを無形文化財として指定して断絶を未然に防ぎ、保存伝承させ民族伝来の武芸として育成したほうが良いと考えられる³¹⁾」

この5つの申請理由をあげ、テッキョンは韓国の伝統的な運動文化でありながら芸術性を持ち、自分を守る護身的な武芸であることをアピールし、しかし、その継承の面では相当厳しい状況に陥っていることを述べ、テッキョンの無形文化財への指定を望んだ。

そして、テッキョンの歴史については、前回と同様に高句麗の古墳壁画の絵や諸史料から手搏とテッキョンの記録を用いた。だが、「高句麗の古墳である三室塚の絵はテッキョンのプネバルキ: 품내밧기와似ているため、テッキョンの動きであると推測される」、「テッキョンに関する古代記録がないため断定できないが、高句麗時代の壁画からみる

³¹⁾ 任東権、「無形文化財調査報告書 146号 テッキョン」、1982、p.77

と、護身と攻撃のためテッキョンのような武芸が発生して伝承されたと見られる」³²と記したように壁画の絵は確実にテッキョンであり、手搏はテコンドーの原型であるなどの現時点で確認できない事実に関しては断定する言葉を避けながら、テッキョンの歴史性について述べた。

さらに、テッキョンの技についてより詳細な調査を行い、前回は 11 の技のみの説明であったのに対し、今回は、1 人練習、相対練習、乱取など、より細分化している。

その内容は以下である。

(1)1人練習³³

1)基本姿勢(ブン: 품(品)という立位)

- ①原品：右足を右の方に肩幅くらいに開く
- ②左品：原品から左足を左の斜め前に出して踏む
- ③右品：原品から右足を右の斜め前に出して踏む

2)立って習う

①ブンバルキ(품밟기：品字踏み)

ブンネバルキ(품내밟기)：原品から左右品として左足と右足を交差しながら踏み出す

ブンギルゲバルキ(품길게밟기)：左足あるいは右足だけを前後に大きく踏み出す

ブンチェバルキ(품째밟기)：原品から出した足を戻しながら素早く真横に移動させて踏む。連続動作

②ファルゲジ(활개짓：基本的な腕の動き)

マチョドウルギ(맞쳐들기)：左右品から足を出しながら、出す足の方の手を頭の上に上げる

ドゥソンクゲグルギ(두손크게굽기)：左右品から左右の手を外から内へ大きく

³² 任東権、前掲書、pp.78~79

³³ 任東権、同書、pp.87~92

(高く) 交差しなから掻く

ドゥソンジャケグルギ(두손작게굽기) : 左右品から左右の手を外から内へ

小さく (低く) 交差しなから掻く

ドゥソンクゲゼチギ(두손크게제치기) : 左右品から交差した左右の手を内

から外へ大きく (高く) 振る

ドゥソンジャケゼチギ(두손작게제치기) : 左右品から交差した左右の手を

内から外へ小さく (低く) 振る

マッドルリギ(맞돌리기) : 左右品から左右足を出しながら片手ごとに頭の

上で回す

③バルジル(발질 : 足技)・ソンジル(손질 : 手技)

ゾギチギ(저기치기)

カルゼギ(칼재기) : 親指と人先指の間で相手の首を狙う

ゴドチャギ(걸어차기) : 足の甲で相手のアゴの高さまでを蹴る

チェチャギ(짜차기) : 足の甲で内から外へ肩の高さを素早く蹴る

フリオチャギ(후려차기) : 足の甲で外から内へ肩の高さを力強く蹴る

ゴドゥンバルキル(공은발길) : 足裏中心部でみぞおちをまっすぐに刺すように蹴る

ネチャギ(내차기) : 足を高く上げ、足裏中心部で胸を踏むように蹴る

ジルロチャギ(질러차기) : 足を上げ、足裏で胸を押すように蹴る

ソックチギ(솟구치기) : 高く跳び上げる

ドルゲジル(돌개질) : 高く跳び上がり左右に回す

ビビギ(비비기) : 足裏で押すように蹴りながら跳びあがる

カクムゴリ(꿈음걸이) : 足裏中心部で相手の膝から足の甲までそぐように蹴る

ナクシゴリ(낙시걸이) : 足を上げ踵で相手の膝の裏を釣るように上げる

アンチャンゴリ(안짱걸이) : 足の甲で相手の踵を内から外へかけて引っ張る

ムルプオルロヨゼギ(무릎올려재기) : 膝を高く上げ、相手の胸に当てる

チェックサンゴリ(책상걸이) : あぐらのように膝を曲げ、その曲げた足の踵で、

相手の膝を上から下へ引き下げる

ガロミルギ(가로밀기) : 元品に立ち、両手の手平を寝かして左右連続的に押す

セウォミルギ(세워밀기) : 頭の上から下へ、両手の手平で左右連続的に押す

ザバデギ(잡아대기) : 手平でへその高さから相手の足首を取る

ヨプバルジル(옆발질)：足の外側面で蹴る

ナンサン(낭상)：原品から跳びあがって、相手の顔の高さ以上を蹴る

3)動きながら習う(応用の練習)

①ファルゲジ(활개짓)

ファルゲジベッシンネゴホリゼギ(활개짓뱃심내고허리재기)

：ファルゲジとともに体幹を前後に振りながら（腹と腰）前に進む

ファルゲジドゥソンクケグッキ(활개짓두손크게굽기)

：片手ずつ手を前に出し、外から内へ大きく掻きながら前に進む

ファルゲジドゥソンクケゼチギ(활개짓두손크게제치기)

：片手ずつ手を前に出し、内から外へ大きく振りながら前に進む

②ソンジル (손질：手技)

カルゼビ(칼잡이)：親指と人差し指の間で相手の首の高さを押しながら
前に進む

ドルミゼビ(덜미잡이)：手平で相手の首筋を押しつけながら前に進む

ドルミゴリ(덜미걸이)：手平で相手の首筋を引っ張りながら前に進む

③バルジル(발질：足技)（上記「③足と手技」と同じ技9つは省略）

タンジュク(단죽)：足裏で相手脚の横か前を押し叩きながら前に進む

ムルプチギ(무릎치기)：膝で相手の太ももの上部の高さを蹴りながら前に進む

トッゴリ(뒹걸이)：足を上げその踵で相手のすねに外から掛け、引っ張る

④ゴルンゴリ(걸음걸이：歩き)

ゴッキ(걷기)：普通の歩きを「之」の字に歩く

チェソゴッキ(째서걷기)：足を前に長く「之」のように出しながら歩く

(2)相対練習³⁴

1)マクンジル (막음질：相手との技の攻防)

相手の蹴りを、腕を下に下げて防ぐ動作

³⁴ 任東權、前掲書、pp.92~94

相手の蹴り足の足首を手でつかむ動作

相手の蹴り足を手平で打ち防ぐ動作

足裏で相手の蹴ってくる足の甲または膝を蹴って防ぐ動作

相手の蹴りを膝で防ぐ動作

カルゼビ (칼잡이)で相手の胸や肩を押し出す動作

2)ウォルロメギギ (얼러메기기)

: 互いにファルゲジとブンバルキ同時にしながら、1人が技をかけると、他方はそれを受けかわす

ムルプゴリ(무릎걸이)

タンジュク(딴죽)

アンチャンゴリ(안짱걸이)

マグムダリ(막음다리)

オグムチャギ(오금차기)

ナクシゴリ(낙시걸이)

バルフェモクザッキ(발회목잡기)

バジャンダリチミョ オグムバルキ(발장다리치며 오금밟기)

アンジャンゴルミョ ドッゴリ(안장걸며 덧걸이)

ムルプゴルゴ ザウバルタキ(무릎걸고 좌우발따귀)

ザウタンジュチゴヌン ジルロチャギ(좌우딴죽치고는 질러차기)

ドウルチギ (네チャギ) 두루치기(내차기)

ゴズンバルジルハミョ ドゥバルナンサン(곧은발질하며 두발낭상)

キョチゴ ドルゲチギ (걸치고 돌개차기)

ムルグナム サンバルチギ(물구나무 쌍발차기)

3)マジュチャギ (마주차기)

: 互いに立ったまま一方は蹴り、他方はそれをよけて蹴り返す動作を、より速く正確にする。

4)マジュゴリ (마주걸이)

: 互いに立ったまま膝を合わせ、1人が膝を押して相手を倒そうとし、他方は倒れないようにする。

(3)乱取³⁵

- 1)デゴリ(대걸이) : ファルゲジとブンバルキをしながら足のかけ技のみで倒す
2)マツソギ(맞서기:立ちテッキョン): ファルゲジとブンバルキを自由にしながら、足の蹴り技やかけ技すべてを使って倒す

- 3)ギョヌンス(겨눔수) : いくつの特殊な技を除いて、1人練習の基本技が変化・応用されたもの

オグムチャギ(오금차기) : ゴドチャギで低く膝の裏を蹴る

アンウゴリ(안우걸이) : ドッゴリで内から後ろの膝裏にかける

バルジャンダリ(발장다리) : チェチャギを相当低く相手の外側の足首の上を蹴る

ギョチャギ(걸차기) : チェチャギを少し低く、足裏中心部で相手の脇を蹴る

ヨプバルジル(옆발질) : ヌンジルロチャギの足を少し寝かして蹴る

バルドウンゴリ(ムルプゴリ)、발등걸이(무릎걸이) : ヌンジルロチャギを少し低くして膝や足の甲を蹴る

ドゥバルナンサン(두발낭상) : ゴドチャギを跳ねて高く蹴る

ドルゲチギ(ドラチギ)、돌개치기(돌아치기) : チェチャギを回しながら早く蹴る

オロンバルジ(얼렁발질) : チェチャギを上下に2回連続に蹴る

ドウルチギ(두루치기) : ネチャギを左右足で2回以上連続に蹴る

オグムゴリ(オグムバルギ)、오금걸이(오금밟기) : カクムダリで膝裏を踏む

オケジェビ(어깨잡이)、イマゼギ(이마재기)、トッゴリ(턱걸이) : カルゼビの応用
バルタギ(발따귀) : 足裏で相手の頬を叩き打つ

ムルグナムサンバルチギ(물구나무상발치기) : 逆立ちをしながら相手の顔を打つ

³⁵ 任東権、前掲書、pp.95~97

ムルプデチギ(데디지키)、무릎대치기(대뒤집기)：片手で襟をつかみ、
他の手は膝や足首にかけ、足は相手の下腹にかけて自分の後ろに
倒れながら投げる

オケチギ(어깨치기)：肩で相手にぶつけ押し倒す

ベンベンイジル(뱅뱅이질)：手を地面につけ体を回しながら蹴る

ドゥバルサンゴリ(두발쌍걸이)：相手の肩を踏んで蹴る

*サムス (삼수:喧嘩技)

ナカブ(낙합)

トッペギ(턱빠기)

ミョンチギ (オグァンゼビ)、면치기(오광잡이)

ミョッチギ(먹치기)

ハンジョンチギ(항정치기)

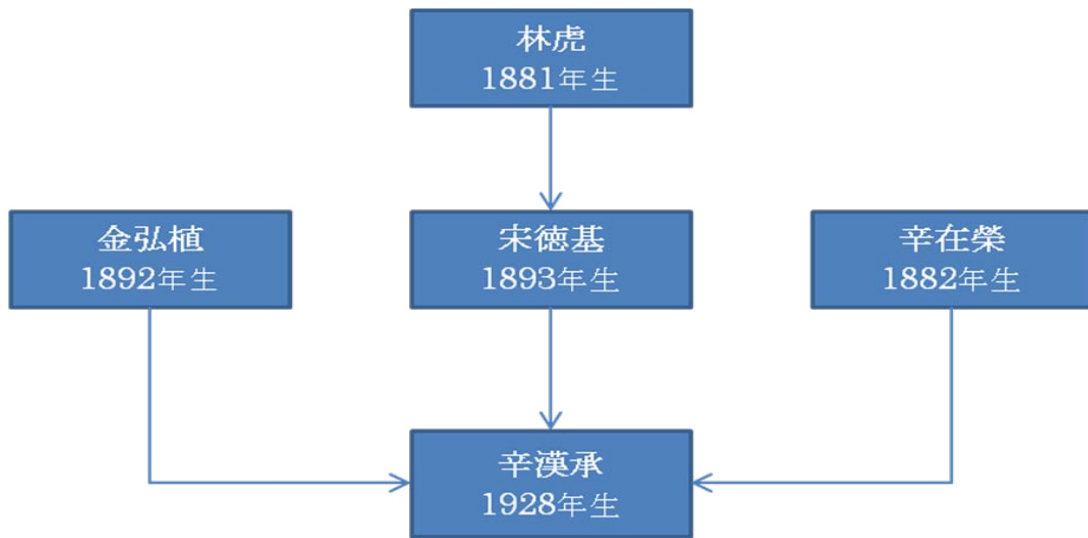
ゾンタギ(손따귀)

ジュモクジル(주먹질)

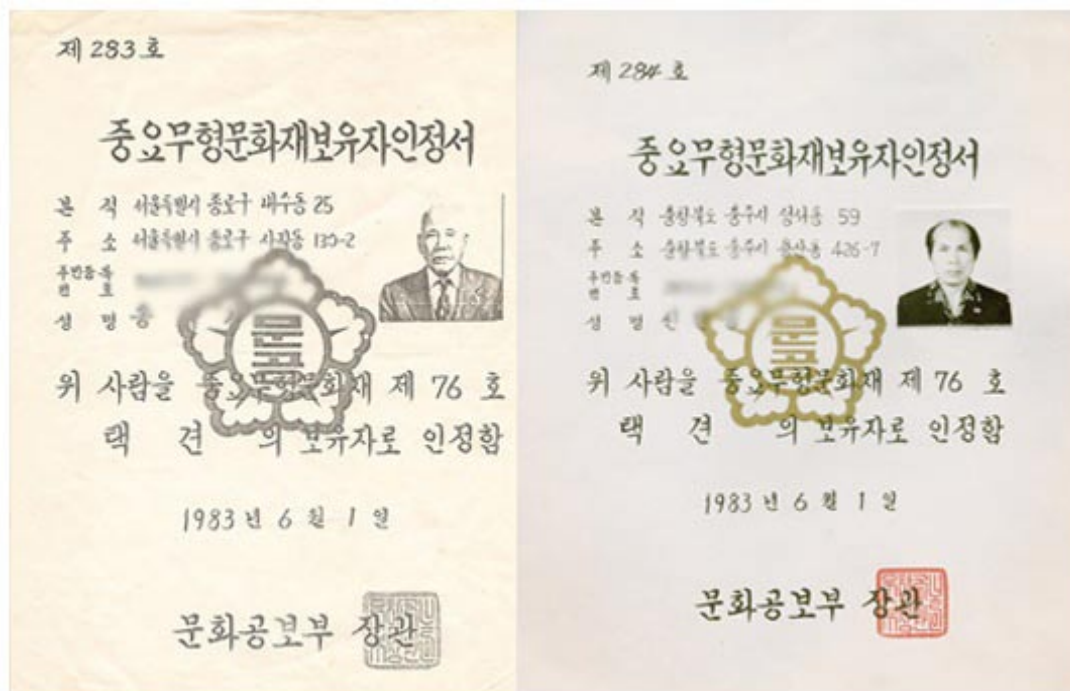
フィトゥルチギ(마그치기)、휘뚜루치기 (마구치기)

このように今回の調査報告書ではテッキョンの技は前回より体系的に整理され、その 1
つ 1 つに説明が加えられた。

結果的に、この調査報告書によってテッキョンは無形文化財としての価値を認められ、
1983 年 6 月に重要無形文化財 76 号に指定されることになった。そして、宋德基と辛漢承^{シンハンスン}
の 2 人がテッキョンの技能保有者として登録された。



〈図1〉1982年の『無形文化財調査報告書』によるテッキョンの系譜



〈写真 10〉宋德基(左)と辛漢承(右)の重要無形文化財保有者認定書(大韓テッキョン連盟より)

第3節 重要無形文化財としてのテッキョンの展開

独立後、韓国社会は急速な近代化を進めていく中で、多くの伝統文化を失ってしまう。特に 1970 年代に本格的に始まった³⁶ 새마을운동 (近代化運動) によって、村の祭りや巫俗的行儀などは、その姿を消していた。しかし、1980 年代に入って民主化運動とともに我が国の伝統文化に対する関心が高まり、多くの芸能種目 (音楽・舞踊・遊技・演劇・儀式・武芸など) が掘りおこされ、政府によって文化財に指定されるようになった³⁶。テッキョンもこうした伝統文化への関心という動きの中で、無形文化財として指定されたのであった。

テッキョンは現在、1983 年に無形文化財に指定されて以後、無形文化財という伝統文化としての位置づけを根幹におきながら、しかし他方で競技スポーツとしても展開している。

1. 無形文化財指定以後のテッキョンの状況

(1) テッキョンの原型に対する論争の始まり

テッキョンの原型に対する論争は、テッキョンが無形文化財になった 1983 年から始まって以来、今日まで続く問題である。原型は無形文化財指定の要件であるからである。

その原型の問題、主に技の体系に対する論争は 2 つの報告書の違いから始まった。

1973 年報告書には手技・足技を含めてただ 11 の技しか記されていないのに対し、1982 年報告書ではテッキョンの基本である³⁷ 품밟기와 팔걸기: 활개짓の種類と方法を明確にし、技を手技と足技に分け、さらに 1 人練習、相対練習、乱取、喧嘩技などの練習法が説かれ、全体として 100 を超す技が示されるようになったのである。

そして、1973 年報告書がテコンドー側による宋徳其のテッキョン技のみ示したものであったのに対し、1982 年報告書は、宋徳其のテッキョン技以外に、辛漢承が自ら考案し、また他の武芸から取り入れて彼が創作した技を含めていたため、原型問題が発生することになった。

独立後の 1964 年、宋徳其と彼のテッキョンは、当時韓国日報の論説委員で文化財委員

³⁶ 李承朱 2、「テッキョンの体系化に及ぼした日本柔道の影響」、比較民俗学 31 集、2005、pp.367-368

でもあった芮庸海が韓国日報の掲載した「続、人間文化財を探して」という記事によって、初めて一般に紹介されるようになった。そして、その記事を見た辛漢承が宋徳其を訪ねたのは1970年であった³⁷。



〈写真11〉「続、人間文化財を探して」、韓国日報、1964年5月16日(MOOKASより)

辛漢承は元々テッキョンを学んだ人ではなかった。1946年(18才)から1961年(33才)まではアマチュアレスリングの選手及び役員として活動している。そして、1943年16才の時に日本武徳会から柔道初段を取得して以来、柔道の修練を続け、1977年50才の時に大韓柔道会から4段を得るまでになった。このように彼はテッキョンより他のスポーツをより長く行っていた経歴を持つ人であった³⁸。

しかし、彼のテッキョンを学ぼうとする意欲は強く、地元の忠州と宋徳其が住むソウルを往復しながらテッキョンを学んだ。また宋徳其のテッキョンを元に1973年には忠州にテッキョン道場を開き、1977年にはソウルYMCAや高麗大学などでテッキョンを教えた。

辛漢承がいつからテッキョンの体系化を始めたかについては確かではない。だが、1974年頃には辛漢承は自身が志向するテッキョンの体系化においては、宋徳其のテッキョン技

³⁷ 李承朱²、前掲書、pp.373~374

³⁸ パク ヨンギル、アン ジョンドク、「辛漢承テッキョンの学習体系」、韓国コンテンツ学会論文誌08 Vol.8]、2008、p.238

だけでは十分でないことを感じ始めていた³⁹。

以下は辛漢承がキム口ボムに送った手紙であるが、辛漢承の心境がよく伺える。

「・・・宋先生が忠州にいらっしゃった時・・・宋先生は一昔前の指導法で指導されるものですから、うまく理解できないところが多いと感じました。しかし、一生懸命学べばテッキョンの骨格だけは習得できると信じます・・・(1974年6月18日)⁴⁰」

こうした内容から辛漢承は、宋徳其からテッキョンを学んだものの、宋徳其式の伝授法ではうまく伝わらず、そのままでは消滅してしまうと危機感を感じるようになったと考えられる。そして、テッキョンの保存と普及のために技の体系化を進めた。

さらに、辛漢承の考えは技の体系化に止まらず、それまでの研究結果によってテッキョンの文化財指定を目指すようになった。しかし、当時の文化財管理局は、その妥当性は認めるものの、無形文化財に指定するには技の体系が不十分であるとして受け入れなかった。

これについては、当時の文化財管理局には、辛漢承がそれまでの研究で明らかにした宋徳其の30余の技に含まれていたテッキョンの武芸的な特性と構成原理を理解できるだけの伝統武芸に対する学術的基盤に欠けていたため、その意味が解らなかつたのだ⁴¹と判断する見方もある。

こうしたことをきっかけに辛漢承は宋徳其のテッキョンだけでは文化財に指定されるのは難しいと判断し、各地に散在していたテッキョンの師を訪ね、テッキョンの技に関する資料を集めていった。そして、宋徳其以外の人をも容れた、より詳細な伝授体系を作った⁴²。

辛漢承はテッキョンの技の体系を、基本技として習う「1人練習」(立って動きながら行なう)、相手と技を掛け合う中で実戦性を身につける「相対練習」、そして試合のように自由に技を掛け合う乱取りに分けた。そして、他の武芸ではすでに存在していた型という修練体系を「ボンテベギ：본때보기」と称し、段級に当たる「ドン：동」と「チェ：째」制度をつくって、全体として宋徳其のテッキョンとは異なる体系を完成させた。

³⁹ 李承朱²、前掲書、p.374

⁴⁰ 李承朱²、同書、p.374

⁴¹ 結連テッキョン協会、「結連テッキョンコラム：テッキョン紛乱の始まり」、<http://www.taekyun.org>、2010年7月11日

⁴² 結連テッキョン協会、前掲ホームページ

結果的に辛漢承がつくったテッキョンの体系が認められ、無形文化財として指定されることになった。

このように辛漢承が体系化させたテッキョンは文化財として認められたが、宋徳其のテッキョンと違うものであることは明らかであった。

以下は、「大韓テッキョン協会」の李容福がテッキョンの調査過程で録音したものである。ここには、宋徳其と辛漢承の違いと辛漢承によるテッキョンの変容の様がうかがえる。



〈写真 12〉 宋徳其(右)と辛漢承(左)

テッキョン伝授(最終秘法)記念 4306(1973). 7.11 テッキョン人宗頭 玄庵宋徳其

(大韓テッキョン連盟より)

1) 李容福による宋徳其のインタビュー

(1984年8月10日の録音テープ、未来合同速記事務所)

「宋：・・・僕がしました。あの 2 課（李容福の注：文化財管理局無形文化財 2 課）に行って、何と言ったかって、運動でも何でも嘘は悪いのではないか？・・・こうして生きている者がいるのに自分 1 人が偉いと思ってこんなに騒いでいる。僕がここに生きている以上、あの人（李容福注：辛漢承）は何も言えない・・・」

李：では辛先生が最初先生に会ったときは、テッキョンは少しできたのですか？

宋：知らなかったよ！

李：全く先生？

宋：全く知らない。全く知らなかったよ。

李：あ～、辛先生は昔自分のおじいさんから習ったとか、あるいはするのを見たことがあると言ってますが～

宋：それもないよ

(中間省略)

李：ボンテベギ：본때뵈기というテコンドローの型のようなものを練習しているのですが、昔先生が最初に習われた時、ボンテ：본때というものが、今のようにはありましたか？

宋：ないよ、ボンテというものはなかったよ

李：ボンテというのは、1 人 1 人が出てきて互いにギョンジュギ：견주기をする時、次の人が出番前までにしたりするものですが、先生が昔それをなさったと辛先生が言っていますが

宋：していないものをしてと言ってしまったら、していない、しなかったと言えなくなるよね。そうでないでしょうか？しかし、言葉は確実にするべきだよ。何故嘘をつくんだよ。嘘を⁴³」

こうして宋徳其は辛漢承のテッキョンに対して、ボンテは自分が知らないものであると指摘して、辛漢承が嘘をついていると証言している。だが、それに対して鄭景和は『テッ

⁴³ 李容福、「テッキョン原型論争から見たテッキョンの本質」、『国武論叢』、倍達国武研究院論文集第 2 号、2003、pp.123~124

キョン原論』(ボキョン文化社、2008)で宋徳其と辛漢承が1973年一緒に撮って写真(テキョン伝授(最終秘伝)記念と書かれている)(写真3)を公開しながら、1984年のインタビューは宋徳其が伝授生の問題で辛漢承を憎んでいた時期に行われたものであって、事実はそれと違うのであると反論している。

2)李容福による辛漢承のインタビュー

(1984年8月5日の録音テープ、未来合同速記事務所)

「辛：・・・でも(ボンテベギ)12マダン：마당(12の型の意味：朴注)・・・それはファルゲジ1つで終わるのは同じです。原理は全て充てます、技術が少し違うだけで。そのため原理・・・技術を配合したのは僕がやりました。

僕は明確に・・・何故ならば12マダンは昔の人々が12マダンをしたから。そして、7・8マダンくらいで普通は終わります。だから我々の古伝のようなものを研究して、我々のものを創りだすべきでしょ。漠然と誰かの話を聞いてはいけません。だから、昔のものの形態を持ってそのまま習って何か意味を表わすため、この技がこうなりました。

李：この前中学生たちが試演を見せた時の初マダン：마당・・・

辛：これは1マダン：마당であるが、あえて型として見てみると、2つにも見られるし1つにも見ることができる。実は1つだけと・・・その作業が10年であるが、弟子たちを教える時から創りだしたのが10年です。先ほど話したが、まあ～こんなもの少しは変わったけど核は変わっていません。

僕が今回弟子たちに教えていることと、ここで教えているものとはまた違います。僕この前、礼儀学校で教えたものはまた違うように教えました。文芸振興院でしているものもまた違うようにします。だからそれが違うか？

それは違いますよね。核は同じ原理だが、人が解りやすいように表現しなければなりません。ファルゲジも前はこのようにした、今は変えてこうしていても、これは殻だけで、これは変えて、これは抜いて、入れても関係ないです。そうしても核が変わるのではないです。また、文芸振興院はどうして技を変えましたか？と言う。だからこそ全てが、核が何であるかを知るべきです。全てをどう表現するべきか。

李：文芸振興院がそれを（原型録画）する時に、これが（再構成した学習体系）収録されていますよね？

辛：はい～これ

李：そしてあちらはどうなりましたか？文化財管理局

辛：文化財管理局もこの通りです。

李：あ～それではこれがこれからそのまま残るんですよね？

辛：そのまま残ります。これからは・・・

（中間省略）

李：これは、我々がテコンドーを教えても

辛：だから何度も違いと言っている、何が違う？

李：ここではこう教えて、そこではそう教えて

辛：核が、核と原理が同じであれば、同じものですよ。これを抜いて教えた、立ってこれを入れた、別のものをいれた、またこうした（動作を見せながら）、そうした、あ～その自体に核が入っているのに何が違うんですか？⁴⁴」

このように辛漢承はテッキョンを教えやすくするための体系を創り、伝授する対象によって教え方を変えていた。そして、形が異なるとの批判に対しては、技の核と原理は同じであるため問題はないと主張した。しかし、辛漢承が言う技の核と原理は変わっていないという主張は理解されることも検証されることもなく、ただ彼が宋德基のテッキョンの技を変えてしまったという点に批判と問題が集中するようになった。

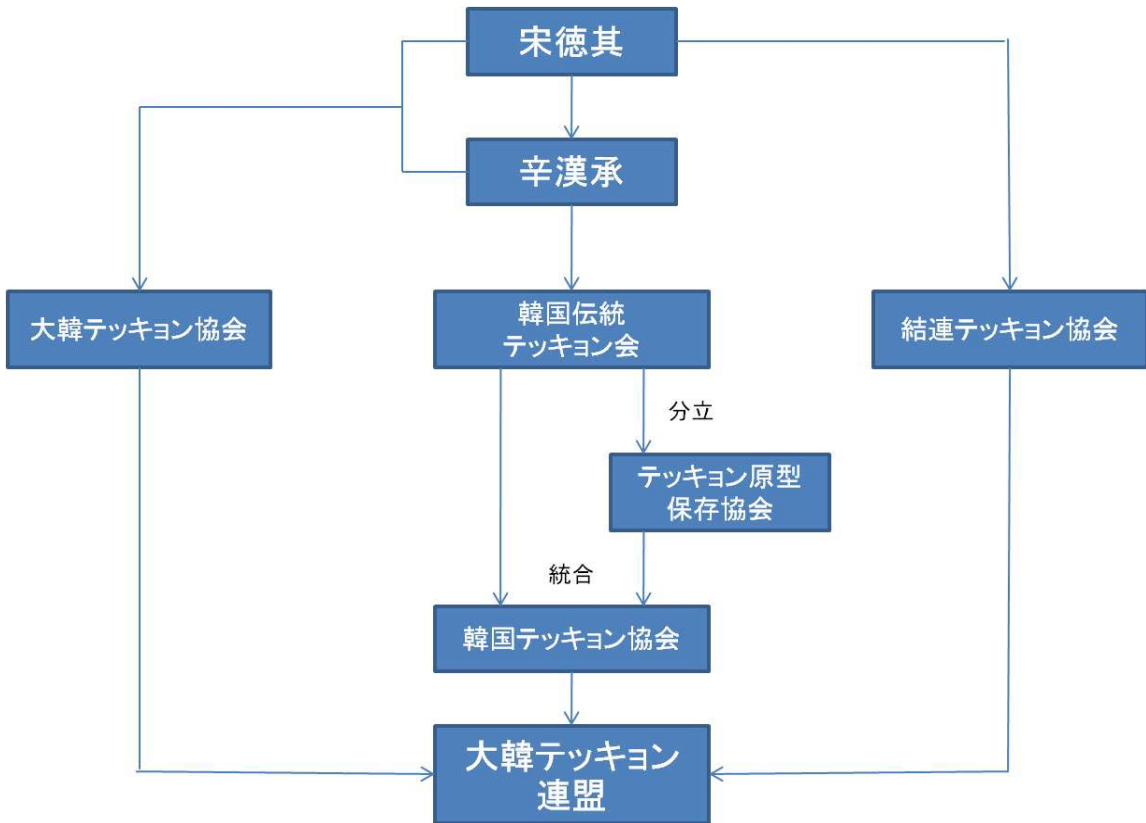
（2）テッキョンの伝授団体

無形文化財テッキョンは初代の重要無形文化財保有者であった宋徳其と辛漢承の死後（ともに 1987 年）、辛漢承の弟子であった鄭景和が次の保有者になった（1995 年 6 月認定）。そして、その保有者を含めて、テッキョン団体が次々に創られた。

辛漢承の系統である「韓国伝統テッキョン会」、宋徳其と辛漢承のテッキョンを元に競技・スポーツ化を進める「大韓テッキョン協会」、宋徳其のテッキョンを継承する「結連テ

⁴⁴ 李容福、前掲書、pp125~126

ッキョン協会」、文化財所有者鄭景和を中心とする「テッキョン原型保存協会」などの団体である。



〈図2〉テッキョン団体の系譜



〈図3〉各テッキョン団体のロゴ(大韓テッキョン連盟より)

左から「韓国伝統テッキョン協会」、「大韓テッキョン協会」、「テッキョン原型保存協会」、「結連テッキョン協会」

1) 韓国伝統テッキョン協会

1973年辛漢承が忠州で開いたテッキョン道場を前身とする。その後、1983年にテッキョンが無形文化財に指定されると、「韓国伝統結連テッキョン継承会」を設立する。1987年には「韓国伝統テッキョン会」と改称し、1999年文化財関連社団法人認可を受けている。現無形文化財保有者の鄭景和が代表者をつとめていた団体である。

文化財としての立場を基に、修練体系は辛漢承が立てたボンテベギとドン・チェ段級制度を実施している。そして、防御中心で危険な技を排除した「ソギテッキョン：서기택견」と攻撃中心で相手に致命傷を与える「結連テッキョン」とを区別している。

試合は「デゴリ：대걸이」と「マッソギ：맞서기」に分けられる。デゴリは足による下半身への掛け技と手による投げで勝負をする。マッソギはデゴリの技の全てのほか、さらに足技による打撃が可能である。ブンバルキは比較的に自由であるが、ファルゲジは義務づけられている。急所や拳での打撃は禁止されている。

デゴリの試合は体重制で、男性一般が、60 kg未満、60 kg、70 kg以上、80 kg以上、女性一般が 50 kg未満と 50 kg以上に分けられる。マッソギは無差別である。

2009年からは「韓国テッキョン協会」に改称している。

2) 大韓テッキョン協会

宋徳其と辛漢承のテッキョンを総合した李容副によって 1984年、釜山に起きる。1990年「大韓テッキョン協会」を結成し、翌年1月には他の団体に先んじて、体育青少年部体育関連社団法人認可を受けた。

1999年には「国民生活体育協議会」（現、国民生活体育会）に正式加入することになり、2001年には大韓体育会から認定団体の承認を受けている。

修練体系は準備運動に該当する「アペゴリ：앞엿거리」とブンバルキやファルゲジ、足技、手技を1人で練習する「ギボンゴリ：기본（基本）거리」、相手との攻防の中で実戦技を学ぶ「マテゴリ：맞대거리」、真剣勝負技である「サンス：쌈수」に区別される。そして、品と段という段級制度を設けている。

基本的なブンバルキは、他の団体が品の字に△三角形の形を踏むのに対して、逆品と言われる▽形ブンバルキを行っている。そして、試合は 50 kg未満から始めて 5 kgごとに分け、さらに 80 kg以上と無差別の計 9階級を設けて行っている。

この協会はテッキョンのスポーツ化・競技化を目指していたため、普及率も高く、現時

点で最も大きい勢力を持っている団体である。

3)結連テッキョン協会

宋徳其からテッキョンを学んだ都基鉉によって創られた団体である。都基鉉は大学生であった1982年から宋徳其にテッキョンを学び始め、1985年「ソウル結連テッキョン継承会」を創り、2000年にはソウル市の地域伝統文化関連社団法人として登録され、現在に至っている。

宋徳其が近代最後のテッキョン師であるとして、彼のテッキョンが本来のテッキョンであるとの正統性とオリジナリティの中で、競技化以前のテッキョンを目指している。

韓国にはもともと段級は存在しなかったため、この協会は段級制度は用いていない。修練体系としては、1人で練習する「ホンザイキギ：혼자익히기」、2人で練習する「マジュメギギ：마주메기기」、約束組手の「メギゴバキ：메기고받기」、試合の前に自分の技を披露する「ボンテベギ：본때뵈기」、自由組手の「ギョンジュギ：견주기」、そして、実際の試合である「結連テッキョン」をもっている。

試合は団体戦（5人が1チーム）で勝った人が続けて行う連勝制をとっている。体重制はないが、1チームに80kg以上的人是2人までとの制限を設けている。

4)テッキョン原型保存協会

2代目テッキョン無形文化財保有者である鄭景和が「韓国伝統テッキョン協会」から分立して2002年に創った団体である。主にテッキョンの伝授生と履修生の育成を目的とする。

(3)テッキョンの大韓体育会への加盟過程と団体の葛藤

宋徳其と辛漢承の体系の違いから始まったテッキョンの原型をめぐる論争は、後に、テッキョン団体相互の誹謗にまで拡大した。特にテッキョンを体育種目として広めた「大韓テッキョン協会」と、文化財という立場からテッキョンを伝授した「韓国伝統テッキョン協会」の争いは、その中心であった。

以下の〈表 4〉は両団体が原型をめぐる争った事例をまとめたものである⁴⁵。

<p style="text-align: center;">韓国伝統テッキョン協会側の 主張</p>	<p style="text-align: center;">大韓テッキョン協会側の 主張</p>
<p>①1992年6月23日「日刊スポーツ」の記事。 :「再興された我々の伝統武芸テッキョンが歪曲、変質していく姿を見捨てることはできません。伝統武芸の原型をありのまま保存した伝統テッキョンの普及のためなら、何でも憚らずやります」</p> <p>②1993年5月「スポーツソウル」に掲載された「大韓テッキョン協会」の記事に対する言論仲裁申請書。 :「文化財管理局と韓国伝統テッキョン協会は大韓テッキョン協会を無形文化財テッキョンの名を盗用したエセ団体とみなしている」</p>	<p>①1992年7月11日「文化財管理局に質疑書提出」 :「文化財管理局が認定したテッキョンは原型を温存するものではないことを我々は指摘し、公聴会を通して再調査を要求した」 返答:8月31日「関係専門学者の調査研究と文化財委員会の審議を通った妥当な指定」</p> <p>②1995年6月文化財管理局に「結連テッキョンを文化財として追加指定</p>

⁴⁵ これは李容福の前掲書 pp.127~130 までの内容を元に作られた。

	<p>し、李容福をテッキョン技能保有者として追加指定を願う申請書を提出」</p> <p>返答：10月5日「現在指定されているテッキョンは確かなものとして、現鄭景和に継承されていることが認められる。また、結連テッキョンはテッキョンの概念のなかに含まれるので追加指定は不必要で、李容福は辛漢承が体系化したテッキョンを元に試演している」</p> <p>③1995年12月「名誉毀損で鄭景和を告訴」</p> <p>理由：「92年以来、鄭景和がマスコミや自作物そして公式の場で大韓テッキョン協会を誹謗したため」</p> <p>結果：「誹謗の一部が認められ、鄭は略式起訴された」</p> <p>④1996年3月「文化体育部長官を被告として行政訴訟を提起」</p> <p>：「鄭景和に対するテッキョン保有者認定処分無効確認」</p> <p>理由：「鄭景和のテッキョンは原型ではないと我々は主張してきた。またテッキョンを競技化すると原型が毀損されるとする韓国伝統テッキョン協会の主張は、テッキョンは本来的に競技として行われていた事実を歪曲す</p>
--	--

	<p>るものである」</p> <p>結果：「原告はこの事件を論じる正統な資格がないとして敗訴」</p>
--	---

〈表4〉 韓国テッキョン協会と大韓テッキョン協会の争い比較

こうして両団体は互いに他のテッキョンを否定すると共に、「大韓テッキョン協会」は特に自分たちのテッキョンをも無形文化財に指定すること、および李容福を無形文化財保有者として新たに指定させようとするところまで至った。

テッキョン論争は、テッキョンを「大韓体育会」に加入させようとした「大韓テッキョン協会」の動きによって、新しい様相をみせた。

テッキョンが体育の面から議論されるようになったのは、「大韓テッキョン協会」が 1998 年 10 月 30 日に「全国テッキョン連合会」を設立して、「国民生活体育振興会」（現：国民生活体育会）に加入してからのことである。

「国民生活体育振興会」への加入は、その団体が全国規模で運営されていることが前提となる。そこで、これまで争いを続けていた「韓国伝統テッキョン協会」と「大韓テッキョン協会」は大同大結し、互いに人員を半分ずつ出した執行部を構成してテッキョンの全国的組織をつくった。しかし、1 年も経たないうちに「韓国伝統テッキョン協会」は脱退し、団体は「大韓テッキョン協会」のみの運営になった⁴⁶。

だが、これによってテッキョンは文化財のイメージを脱し、レジャースポーツとして位置づくことになる。

その後、2001 年 2 月 2 日「大韓テッキョン協会」は「大韓体育会」から大韓体育会の認定団体として承認される。この間の事情はいささか複雑であった。すなわち、「大韓テッキョン協会」が「大韓体育会」に加入申請諸を出したのは 1991 年ことであったが、当初は口頭で「大韓テッキョン協会」の加入が拒否され、しかし 94 年 11 月に「1983 年 6 月 1 日に文化体育部が指定した重要無形文化財第 76 号テッキョンと完全統合して全国統括団体として認められた時に検討の対象になる」と文書回答されたのである⁴⁷。

そうした中、1999 年 7 月に「韓国伝統テッキョン会」が文化財庁より社団法人認可を

⁴⁶ 李容福、前掲書、p.131

⁴⁷ 李容福、同書、p.131

受けて「韓国伝統テッキョン協会」になると、これをきっかけに「大韓テッキョン協会」は、体育としてのテッキョンと文化財としてのテッキョンは異なるものであるとして、現在体育としてのテッキョンは自分たちが全国規模の団体として活動しているため、「大韓体育会」への加入は妥当であると主張した。結果的にその主張は認められ、2001年に「大韓体育会」の認定団体になった。

2002年2月11日「大韓テッキョン協会」は「大韓体育会」の準加盟団体になった。準加盟団体は認定団体ではないものの加盟団体としての権利と義務をもち、そのため正式加盟団体と見てもよいものであった。

だが、原型に対する問題は絶えることがなかった。「韓国伝統テッキョン協会」が文化財庁、大韓体育会、文化観光部などに陳情書を提出すると、文化財庁は3月8日と21日の2回にわたって「大韓体育会」と「文化観光部」に協調要請の公文書を発送した。それは、「重要無形文化財第76号テッキョンの保有者、履修者などが排除された状態で、テッキョン協会が単独で大韓体育会に加盟したことでテッキョン人の中の葛藤が深刻化している。国家の審議を通して原型として指定された伝統武芸のテッキョンではなく、民俗競技⁴⁸に変形したテッキョンが公式競技種目として採択される場合、テッキョンの原型が歪曲されて伝承、普及される恐れがある。テッキョンが原型を失い、変形したままで国内外に伝承、普及されることは望ましくなく、したがって特定の団体のみを大韓体育会が公認することはテッキョン人の中に混乱をもたらし、テッキョンの伝承と発展を阻害し、イメージにも悪い影響を与える。それ故、テッキョン関係協会の体育会加入などは慎重に検討処理されることを要請する」という内容であった⁴⁹。

こうした論争は、大韓体育会への正式加盟を目前にしても続けられた。文化財テッキョンの原型を毀損してしまうとする反対側の意見に対して、伝授者も履修者ももたない「大韓テッキョン協会」は、我々は1991年以来テッキョンの現代競技化の努力を続けてきたが、正式加盟に主導的な役割を果たせなかった他の諸団体が自身の勢力が萎縮するのを恐れて、伝統毀損という理由で反発しているにすぎないと反論した。そうした中で、2005年1月、重要無形文化財テッキョンの保有者である鄭景和が単独加盟に反対して1人で断食闘争することが起きた。

⁴⁸ 原文はハングルで민속경기 (ミンソク ギョンギ)

⁴⁹ 李容福、同書、pp.132~133



〈写真 13〉 テッキョン重要無形文化財保有者鄭景和による単独加盟反対の断食闘争の様子

「テッキョン守護、大韓体育会単独加盟絶対反対」と書かれている

この事態は結局、「大韓テッキョン協会」だけが「大韓体育会」に加入するのは不可とし、これまで加盟に反対であった「韓国伝統テッキョン協会」「テッキョン原型保存協会」「結連テッキョン協会」と一緒になって「テッキョン競技」という共通目標に向かって、①相互平等、②相互体系認定、③重要無形文化財第 76 語テッキョン調査報告書に記された技を基準とするとする 3 つの統合原則のもとに連合し、2007 年 1 月 13 日に「大韓テッキョン連盟」が結成されることで終身をみた。

そして、2007 年 2 月 26 日にこの「大韓テッキョン連盟」は「大韓体育会」の正式加盟

団体になった。

2. テッキョンから見られる韓国武芸社会の問題

無形文化財に指定されたテッキョンが、体育や競技として展開していく過程でさまざまな問題が惹起されたことをみてきた。

その原因は、無形文化財となったもので、その原型が国の管理下に置かれたものが、大衆化する際の対応処置が定められていなかったことにある。

一般的に言って多くの武芸種目の団体は体育の政策や規定に従っているが、テッキョンは体育として普及するに先立って無形文化財に指定されたため、その応用基準をめぐって多くの混乱を招いたのである。

こうしたテッキョンの事例からは、韓国の武芸界に見られる原型に対する正統性の主張、これに関する団体化と組織化、そしてそれによる公的権威の獲得というような、すぐれて現代的な問題群がみられる。

(1)文化財と体育としての認識の差

テッキョンは将来における武芸種目の文化財と体育としてのあり方について、1つの事例を提供した。

これまで武芸種目は韓国の文化財として認識されることはなく、体育の1つとして扱われてきたことに対して、テッキョンが文化財になることによって他の武芸種目にもその歴史性と原型継承が確かなものとして認められれば、無形文化財認定されるとの可能性を開いた。

また、文化財であるテッキョンが大韓体育会の正式加盟団体になったことは、テッキョンの文化財としての価値と体育としての大衆性の価値が同時に認められたことを意味すると言える。これまでのテッキョン団体間で起きた一連の事件は、文化財と大衆化は両立しないという認識に立ってテッキョンを文化財としか見ないことに発していた。ここから、テッキョンの競技化は原型を毀損するとする言説も生まれた。

しかし、現状はそれとは異なり、すでに体育・競技として広まっていたため、大韓体育会に加入することも可能となり、文化財管理と体育行政の公的機関である文化体育観光部

と大韓体育会とは今までなかった共通認識をもつことになった。

以下は、著者が文化体育観光部と大韓体育会に提出した「文化財としてのテッキョンが大韓体育会に入ったことと、文化財保有者がいるにも関わらず他の者がテッキョンを普及することに対する見解」伺いに対する回答である。そこには現時点でのテッキョンに対する両機関の認識が示されている。

「テッキョンは貴重な文化遺産として体育的、武術的価値に優れている。テッキョンは、他の種目の体育、武術、レーポーツ（レジャースポーツ）の諸活動を通して得られる諸効果を最も韓国的な方法で提供することができる。また、東洋の武術種目が国際化する趨勢の中、独特な競技方式を持つテッキョンが国際スポーツとして発展する可能性はとても高い。

テッキョンが大韓体育会の加盟種目になったことは、死蔵されていた伝統文化が生きた生活文化として復活した成功例といえる。

テッキョンが持つ文化財としての価値は文化財保護法によって保存されるが、テッキョンの大衆的活性化支援は制限されている。従って国民体育振興法の支援においてテッキョンを大衆化するのは戦略的に賢明な選択である⁵⁰」

要するに両機関は、テッキョンは、国際スポーツとして発展しうる最も韓国的なスポーツであるが、大衆化のためには制限があるため国民体育振興法（すなわち大韓体育会のような公的機関）が支援担当とするのが妥当であるとの認識であるといえる。

つまり両機関は、テッキョンは文化財であると同時に体育であることを認めたのである。

(2) 公的権威の獲得と政府支援

これまでのテッキョンにおける諸問題は、認識の違いや制度の不備と共に、公的権威の獲得と政府支援といった現実的問題が大きく関係していたことも考えられる。

⁵⁰ 本返答は文化体育観光部と大韓体育会に同じ質疑をしたため、大韓体育会一括的に出した答えであり、2010年4月27日に受け取ったものである。

1) 鄭景和による大韓体育会加入への反対

文化財保有者である鄭景和は、文化財保護法によって伝授者と履修者を育てる経済的支援を国から受けているにも関わらず、なぜ体育として普及させようとした「大韓テッキョン協会」の活動に反対したのか。

これは本論文作成者の朴が文化財庁に提出した質疑であるが、文化財保有者がいる中で、「大韓テッキョン協会」の「大韓体育会」加入に対する見解について帰ってきた答えは次のようなものであった。

「文化財庁では1999年に韓国テッキョン協会(韓国伝統テッキョン会の誤り)を社団法人として許可しており、大韓体育会に加入した団体は「大韓テッキョン協会」である。そして、テッキョンの重要無形文化財指定は団体に対してではなく個人に対して出されたものであるため、関係がない団体の行動については、本庁は一切関知するものではない。ただし、本庁と関係がない任意団体が『無形文化財』という名で活動することについては問題ありとし、正確に事実関係を調査して適正に対応する必要がある。

また、重要無形文化財保有者、伝授教育助教、履修者が『重要無形文化財第76号テッキョン』の名を使うことは問題がないが、その他の個人あるいは団体が『重要無形文化財第76号テッキョン』という公式名称を使うことはできない。同時にこの事案を規定した法令は別に設けていない⁵¹⁾

要するに「重要無形文化財第76号テッキョン」なる名称を使わないかぎり、テッキョンに関わる活動に文化財庁を関与しないとするのが同庁の姿勢であった。

こうした状況からすれば、競技・スポーツ化を目指した「大韓テッキョン協会」に対する、鄭景和の“競技化による原型の毀損”の批難は、実際に文化財として継承されるテッキョンの変質に対する警戒でもあると思われるが、しかしそれは文化財としての在り方や義務を超えた鄭景和の越権行為であったと考えられる。

つまり、それはいくつものテッキョン団体が競争する勢力構造の中で、文化財テッキョンを背景に他の団体に対し優位を占める意図であり、また、ますます勢力を拡大していく

⁵¹⁾ これは文化財庁無形文化財課による返答で、2010年4月26日に受け取ったものである。

「大韓テッキョン協会」に対する牽制でもあったと考えられる。

2)「大韓テッキョン協会」によるテッキョン原型の否定と「大韓体育会」への加入

「大韓テッキョン協会」は文化財としてではなく競技・スポーツとしての側面からテッキョンの大衆化を目指すとする表向きの趣旨とは別に、実際には文化財の範疇まで干渉することをしていた。

「大韓テッキョン協会」の設立者である李容福は元々テコンドーをおさめた人で、テッキョンが無形文化財になってから宋德基と辛漢承からテッキョンを学んだ人であった。その教授はごく短期と言われる中で、李容福は彼自身が研究し体系化させたテッキョンによって競技化を進めていた。

こうした「大韓テッキョン協会」は反対勢力からの“原型の毀損”批難については、原型が問題となる文化財でなく、体育としてテッキョンを展開しているとの論理で対応していた。しかし、それにも関わらず行政には、相手のテッキョンの原型に対して否定する活動をとって既述の如く、まず文化財として指定されている現在のテッキョンはその原型が誤っており、自分たちのテッキョンと李容福を新たに文化財保有者として指定することを要求したのであった。

何故、李容福と「大韓テッキョン協会」がこのような主張をしたかについては、十分明らかではないが、周辺の状況から鄭景和に対する対抗意識と、他の団体より大きくなった自身の勢力を背負う中、伝統文化として位置づけ直すことで自身のテッキョンに公的権威を付与しようとしたものと考えられる。

そして、積極的な「大韓体育会」への加入努力も、体育競技としての権威の獲得と共に政府から支援を引き出すことが主な目的であったと考えられる。

そうした動きは、政府の支援以外に民間から得られる経済的利益につながり、その公的権威が与える社会的正統性と信頼性は、その団体あるいは種目により良いイメージを与え、より多くの会員を獲得し、会員増は団体に利益をもたらすものであった。

こうした経済性は、現在韓国の武芸界の在り様を反映するもので、武芸をビジネス手段と考える意識を表している。

3)鄭景和と大韓テッキョン連盟

「大韓テッキョン協会」の主導で行われた「大韓体育会」への加入は、「大韓体育会」の

「全国を代表する唯一の競技団体あるいは体育団体」という加盟・脱退の規定（第5条）により、統一団体の創造を前提としていた。

そのため「大韓テッキョン協会」は、それまで競技化に反対であった文化財テッキョン保有者鄭景和を含めた諸団体はかつて「大韓テッキョン連盟」をつくり、統一団体として「大韓体育会」に加入した。

「大韓体育会」への加入は、テッキョンが体育・スポーツとして発展する上で、何よりも良い環境であり、それによって政府からの支援が期待されるものであった。

だが、これによって文化財技能保有者である鄭景和（テッキョン原型保存協会）が反対を表明してきた“テッキョンの競技化”は不可避となり、同時にテッキョンの文化財と体育の2方向への展開が準備されることになった。

「大韓テッキョン連盟⁵²」が明らかにしているように、諸テッキョン団体を連盟という大きな枠の中に収めることはできたが、その中では各団体がそれぞれのルールで活動するため、連盟としての競技化を実現するためにはルールなどの変更は避けられないことであった。しかし、そうなれば、テッキョンの原型に影響を及ぼすのは必然と考えられる。

こうした状況の中で、競技化に異を唱えてきた鄭が連盟に参加したのは何故であろうか。

その理由としてテッキョンが文化財から体育に展開した現在、文化財保有者としての“テッキョン原型の伝授”の使命感が考えられるが、しかしこれは、彼が1997年から毎年1回全国テッキョン大会を行っていることと矛盾するのである。むしろ、体育としての新展開から得られる公的権威やテッキョンの主導権といった動機がより強く働いたと考えられる。

まとめ

現在韓国の文化財政策は1962年の文化財保護法に始まるが、朝鮮総督府の「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」（1933年）と、独立後米軍政が朝鮮の文化財を敵国財産として国家的管理をする中で形成された「文化財は国の象徴」概念を媒介にしている。

⁵² 大韓テッキョン連盟、<http://www.76ktf.com>、2010年5月15日

大韓民国建国後も、韓国の政治や経済などさまざまな面で大きい影響を与えたアメリカの行政体系を、新生政府の李承晩政権は変える余裕もなく受け入れ、それによって強い国家を構築しようとした。

当時、左翼と右翼のイデオロギー対立が台頭する混乱状況の中で、李承晩政権はアメリカを背負い、反対勢力を除いて、いかに国民的統合を実現するかを最も重要な課題としていた。

そのため李承晩政権下では民族の歴史継承の正統性を付与する多様な文化装置が作られた。政権初期から、「弘益人間」の理念の強調、壇紀年号の使用、開天節（韓国の建国記念日：10月3日）祝日令の公布など、次々と公共儀礼が発表された。そして、ハングル専用化が実施され、音楽・舞踊界関係者 3・1 記念行事のような国家行事に動員させられた。これらは、李承晩政権が民族独立国家の正統な代理者であるとのイメージを強化する効果をもたらした⁵³。

また建国後、韓国のナショナル・アイデンティティを築きあげるなかで、音楽や舞踊などの芸術部門だけではなく、民族スポーツにもアイデンティティ醸成を担わせることが考えられた。

国が主催して 1958 年から毎年催される「全国民俗芸術競演大会」はさまざまな内容で構成されるが、当初から民族スポーツが組み込まれていたのである。こうした民間の伝統文化が国家文化と位置づけ直されるきっかけをもたらしたのが 1962 年の文化財保護法（わけても無形文化財保護法の発想）であった。

今日韓国の民族文化あるいは伝統文化と称するものの多くは、大韓民国の建国以後に“創られた”ものであると見てよい。そして文化財保護法こそがそうした国家文化を創出するメディアであった。テッキョンも文化財保護法によって国民文化と化した。

しかし、他方、重要無形文化財としての在り方は、他の在り方を禁じるものではなかった。重要無形文化財としての在り方をテッキョンの原型維持によって保証すれば、競技化は可能であり、それがテッキョン諸団体の大同大結を導いたといえるのである。

⁵³ ジョン スジン、前傾書、p.113